

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成25年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係税目の細目等について、所要の規定の整備を行う。

2 主な改正の内容

(1) 自動車取得税に係る課税の特例に関する細目

衝突被害軽減ブレーキを搭載したバス等に係る自動車取得税に関する特例措置について、立席を有しないことを対象要件とすること等の細目を定める。

(2) 固定資産税に係る課税の特例に関する細目

鉄軌道事業者が取得する新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象から、列車の運行本数の増加に伴い事業の用に供される新造車両を除外する。

3 施行期日

原則として平成25年4月1日から施行する。